

令和7年度（2025年度） 定期監査結果報告書

1 監査の対象

(1) 対象部局

観光部

(2) 対象事務

令和7年（2025年）4月1日から令和7年9月30日までに
執行された財務に関する事務およびその他の事務

2 監査の期間

令和7年10月27日から令和8年（2026年）3月25日まで

3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 庶務的事務

- ア 職員の服務に係る手続は適正か。
- イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

(3) 支出事務（観光案内所管理運営費）

- ア 違法、不当または不経済な支出はないか。
- イ 支出決定は正当な権限者により行われているか。

ウ 物品等の検査検収は確実に行われているか。

エ 支払時期は適正か。

4 監査の結果

監査の対象とした事務について、監査した限りにおいて、次のとおり改善を要する点が見受けられた。

(1) 指摘事項

ア 予算の執行

指定管理者制度を導入している函館市旧イギリス領事館（開港記念館）において、当該施設は利用料金制を導入し、利用料金収入や自主事業による利益の増により、管理経費を上回る収入が発生した場合の利益の還元方法について、指定管理者の公募要件において提案を求め、その基本的な考え方や還元時期等の詳細を協定に定めることとしていたが、指定管理者指定後の協定にこれを定めていなかった。

また、モニタリングに当たっては、指定管理者による管理運営が、協定書や業務処理要領などに沿って適切に履行されているかを継続的に確認・評価し、必要に応じ改善に向けた指示や是正等を行う必要があるが、提出された事業収支状況において、管理業務と自主事業の区分経理が適切に行われていないことから、観光部では、事業区分ごとの決算額を把握できておらず、利益の還元についても確認・評価できない状態であったほか、業務処理要領で提出が定められている収支計画書が提出されていないなど、公の施設の設置者として必要な確認を行っていなかった。

これらのことは、指定管理者制度への理解が不十分であることに加え、管理業務と自主事業の性質の違いおよび区分経理に対する認識が不足していたことが原因であると思料されるが、協定書に定めるべき重要事項が未記載であったことから、速やかに協定書に定めることはもとより、提出資料の内容を精査し、利益や事業区分ごとの決算額を確定させるとともに、指定管理者制度にお

けるモニタリングに関する指針（平成21年5月策定）が求める業務の実施確認に基づく評価，指導，指示などを所管部局において确实かつ的確に行うよう徹底し，適切な施設管理に努め，その責任と役割を果たされたい。